

第17回 市民と市長のふれあいトーク ご意見一覧(要約)

第1部 緑町地域の施設の利活用について～コミセン・エコreゾート・スポーツ施設など～

No.	ご意見	市の回答・対応方針
1-1	クリーンセンター、緑町コミセン、ライオン公園(緑町ふれあい広場)周辺の歩道に街路灯を設置してほしい。もっと明るく、みんなが住みやすい街にしてほしい。	クリーンセンター、緑町コミセン、ライオン公園周辺の道路上の街路灯についてはLED化し、照度アップを図っている。 あらためて、照度を調査し、基準の照度が確保されていない場合は、街路樹等との関係を踏まえ、対策を検討したい。
1-2	エコreゾートから緑町コミセンまでの道路前には、数えたところ4つしか街路灯がなかった。年配の方が歩く際、足元が明るくないと危険だったり、夜ランニングをしている人がいるため、背の高い街路灯でなく、道路面やガードレールの位置の低いものでよいので、設置してほしい。	エコreゾートから緑町コミセンまでの道路については、歩道には既に歩道専用のLED灯が設置され、道路全体を照らす大型街路灯についても、令和3年度末にはLED化し照度アップを図っている。 あらためて照度を調査し、基準の照度が確保されていない場合は、街路樹等との関係を踏まえ、対策を検討したい。
2-1	コミセンの運営について、市がもっと関わり、コミュニティの場となるようにしてほしい。高齢者ばかり利用していたり、テレビ、麻雀、カラオケ、酒盛りは禁止と勝手に決めるなど、各コミセンによってやりたい放題になっている。ラーメン屋や居酒屋のように、コミュニティの場となるようにしてほしい。	武蔵野市コミュニティ条例では、コミュニティづくりの自主三原則(自主参加、自主企画、自主運営)をうたっており、市と各コミュニティ協議会それぞれの役割がある。建物の改修費用などは市が負担しているが、子育て支援事業やイベントの開催などの運営は、基本的にはコミュニティ協議会によって行われている。 原則に基づくと地域ごとの課題は、各コミュニティ協議会の中で改善していくことが理想のかたちであり、市民参加と言えるのではないだろうか。
2-2	コミセンは若い方から高齢の方までが、同じ場所で触れ合えるような場所であるべき。 例えば各コミセンをネットで繋げて、どこでどのような活動をしているかが分かるようになど、未来的な活用の仕方について検討してほしい。	コミセンによっては、子ども利用の多い場所があったり、子ども連れの方向けのイベント等が開催されることがある。 緑町コミセンは小規模で学習室があるため、音の出る麻雀は禁止していたり、体育館の有無や施設の規模、地域の特徴によって使用条件は異なる。 市ではすべてのコミセンにフリーWi-Fi環境を整え、試行運用を行っている。
3-1	テニスコートや野球場を利用する方がコミセンのトイレをよく使いに来るため、スポーツ施設向けトイレの設置をしてほしい。	クリーンセンターの建て替え時に、軟式野球場南側の見学棟に外から利用できるトイレを設置した。トイレの使用可能な時間は、庭球場と軟式野球場の使用時間よりも30分長く、5～8月は19:15まで、9月～4月は17:15までであり、夜間は防犯上施錠をしている。 公共的なトイレは福祉やまちぐるみの観点からも必要なもの。訪問看護や訪問介護など、訪問系の仕事をしている方が気軽に使えるようにしたい。 一方、防犯面や衛生管理の観点からの課題があり、地域の理解も必要となる。
3-2	体育館は17時閉館、コミセンは21時閉館のため、その時間帯にコミセンのトイレを利用する人が多い。トイレは単独では安定性がないため、クラブハウスなど建物の一部につくった方が良い。	クリーンセンターの建て替え時に、軟式野球場南側の見学等に見学等に外から利用できるトイレを設置した。トイレの使用可能な時間は、5～8月は19:15まで、9月～4月は17:15までであり、庭球場と軟式野球場の使用時間よりも30分長く開放している。 クラブハウス運用面で改善できるのか、新しく作る必要があるのか検討していきたい。

3-3	<p>テニス大会を開催する際には、コミセンのトイレを使わないように注意をしているが、それでも使用する人がいる。</p> <p>テニスコートは予定では8面だったが、7面になったという事実もあるので、その点は考慮してもらいたい。</p>	<p>ご意見として承る。お互い気持ちよくそれぞれの施設を利用できるように、マナーを守っていただくよう啓発に努める。</p>
4-1	<p>エコreゾートは啓もう施設でありながら、最近ではコロナワクチンの接種会場となっており、閑散としている。グリーンリカバリーやコミセンの利用の仕方について、若い世代が積極的にリーダーシップをとることができるよう、視野を広げられるような施設となってほしい。</p>	<p>エコreゾートは、環境啓発施設としてオープンした自由来所型の施設だが、コロナ禍ということで制約があり、現在は構想はあってもコロナとの折り合いをつけながらの運用となっている。ワクチン接種会場として使用している間も、2階は引き続き環境に関する書籍や絵本などを楽しむことができる。</p> <p>また、接種会場としての活用部分に、環境問題や施設に関する展示を行い、周知、啓発に繋げるなどの工夫を続けている。さらにはエコreゾート発信の出張展示や出前講座を実施し、施設外へ環境啓発を広める取り組みも始まっている。</p> <p>エコreゾートには若い世代が施設の広報や環境問題について主体的に発信していく「環境の学校PRプロジェクト」という講座があり、高校生・大学生世代を中心とした積極的な活動が行われている。</p> <p>若い世代の方にもっと環境について関心を持ってほしいという思いから、新年度予算では無作為抽出及び公募市民による気候市民会議を開催するので、注目してほしい。</p>
4-2	<p>エコreゾートの活用の仕方については、小学校などで年2回などの総合授業として使用したり、地域猫の会が行っている保護猫の譲渡会の会場として場所を提供するなど、様々な方法があると思う。</p>	<p>むさしのエコreゾート、クリーンセンター内の施設の貸し出しについては、施設の設置目的である「環境に関する意識の啓発等を図る」とことと照らし合わせ、貸出要件等を整理し、周辺住民の方や関係する団体からご意見を伺いながら検討していく。</p> <p>コロナ禍で回数は限られているが、小学校の社会科見学でエコreゾートを活用する学校も増えてきている。また、エコreゾート前の芝生の広場を活用してイベントを行いたいというご意見もある。環境に関する活動をしている団体や個人でも場所を利活用できるよう、運用方針やルールづくりをしていきたい。</p>

第2部 その他市政全般について	
<p>1 ぐらし地域応援券の対象店舗は、店舗から参加したいと手を挙げたものなのか、それとも市から頼んだのかを知りたい。「ぐらし地域応援」というならば、大型店よりも小型店を応援したいので、全て小型店舗向けの券にしても良いのではないかと。</p> <p>また、使用期間が始まっていないのに券を使用している人を見かけたので、期限を過ぎても使う人がいるのではと思ったが、断るように案内はしていないのか。</p>	<p>各店舗の経営判断を尊重し、店舗が申し込む形とした。ただし、事前周知のために、応援券第1弾実施時の加盟店や、武蔵野商工会議所の会員、市内各商店会に募集チラシを送付した。</p> <p>券の構成については、昨年実施した効果検証のアンケート結果等を参考に、武蔵野商工会議所と協議をして決定した。市民の生活支援という観点から、小型店舗に限らず、大型店も含めることとした。一方で、事業者支援という観点から、券をA券とB券に分け、小型店でのみ使用できるB券の割合を多くするなど、小型店で積極的に使っていただくような工夫をしている。</p> <p>使用期間外の使用については、各加盟店には使用マニュアルを事前に配付し、使用期間等について説明している。マニュアルにない運用をしていることが判明した場合は、事務局等から直接店舗に注意喚起を行っている。</p>
<p>2-1 むさしのクレスコーレと連携するようになったことで、子どもたちの居場所となっているのを目にした。更に充実させてほしい。</p>	<p>むさしのクレスコーレでは不登校の中学生の支援を行っている。始めたばかりの事業ではあるが、今後も子どもたちの多様な学びの場が広がるように、教育委員会と取り組んでいきたい。</p>
<p>2-2 不登校の子どもにとって外部指導員など、親や教師ではない外部との繋がりも必要だと思う。不登校の子どもに卓球を教えた経験があり、好きなことをやらせることも教育の一環だと感じた。</p>	<p>学校では教職員以外にも地域の方など様々な方にご協力をいただいているが、人員の発掘が課題となっている。今後も地域と連携して子どもの支援をしていきたい。</p>
<p>3-1 住民投票条例について成立せず、残念に思っているのは是非再提案してほしい。歴史をたどってみると、戦時中、市内の中島飛行機の工場に従事した朝鮮人の方や、日本で生まれ育った外国籍の方もいる。お互いに学びながら、外国籍の住民の方々と一緒に生きていく必要がある。</p> <p>今回のことが騒ぎになるまで、外国人登録がなくなり、住民登録制度になったという意味が理解できていなかったが、市の側から観ると外国人でも日本人でも同じ住民、という意味だったんだと分かった。</p>	<p>賛成少数、反対多数で住民投票条例案は否決された。令和2年4月に施行された武蔵野市自治基本条例第19条には、常設型の住民投票制度が明記されており、どのような資格で住民投票ができるかというところ等を定めていかなければならない。</p> <p>賛成、反対とも多数の意見をいただいた。平和で自由な社会を実現するため、今後も市民の皆様の意見を聞きながら考えたい。</p> <p>国籍で住民を区別せずに投票できるように、というのが今回の投票条例案であったが、市民への周知不足というご指摘を重く受け止め、まずは本市の市政運営のルールを明文化した武蔵野市自治基本条例の周知を改めて行うとともに、市議会や市民の皆様のご意見により一層耳を傾けながら、市民参加について今一度よく考えていきたい。</p>
<p>3-2 学童や保育園にも外国籍の方がいたり、教員として外国籍の生徒と接しても、外国人だからといって区別をすることはない。参政権と住民投票権を混同している人や、3か月という期間が気になるという人もいた。是非再提出してほしい。</p>	
<p>3-3 民主主義のため多数決に従わざるを得ないが、否決となった問題点は何かを考えると、市民にももう少し知らせることが必要だったのではないかと。</p> <p>ダイバーシティ、イノベーションの時代で、外国籍の方と仲良くやっていかなければならない。コミュニケーションの大事さを伝えて、成立させてほしい。</p>	

3-4	<p>外国人も日本人も関係なく悪いことをする人間はいる。選挙のために住んでもいないところに住民票だけ移すという話も聞く。投票権というものを簡単に与えるべきではない。差別をしない、仲良くしようというのは当たり前のことだが、賛成しないとヘイトというのは違うと思うので、幅広く意見を聞いて進めてほしい。</p>	
4	<p>ごみを少なくするためには、リサイクルが重要だと思う。エコリゾートで、以前シルバー人材センターで行っていたリサイクル事業を行ってほしい。</p>	<p>リサイクル事業は市が行っていたものではなく、公益財団法人武蔵野市シルバー人材センターで行っていたが、事務所移転に伴い、施設のスペースの都合上やめたものである。 リサイクルはもちろん大切なことだが、リデュース・リユース・リサイクルの3つに重きをおき、個人一人ひとりの行動を見直すことも必要。 リサイクルセンターは引き取った製品を販売し、収益を上げる事業であり、市役所、エコリゾート、クリーンセンターでは、収益事業を行うことはできない。</p>
5	<p>ひとり暮らしの高齢者が、何かあったときに相談や助けを求める場所を教えてほしい。 また、民生委員が何をしているのか知りたい。</p>	<p>在宅介護・地域包括支援センターが市内には6か所ある。体調が急変する前に、担当地域の在宅介護・地域包括支援センターで相談しておくとうい。電話や来所でも相談ができる。多くは電話をもらい、担当の職員が自宅に訪問して具体的な相談を承る。また、有償ではあるが、高齢者安心コール事業や高齢者等緊急訪問介護事業などひとり暮らしの高齢者を支える事業もある。 民生委員は市民の相談を受け止めて、行政へつなぐことが役割。現在は感染拡大防止に配慮したうえで活動している。</p>
6	<p>ごみの集団回収について、マナーを守っていない人がいるため、ごみ総合対策課で指導できないかと相談したことがあるが、個人にも業者にもしていないという回答をもらった。 個人の行動だけでは実らない部分があるので、市で指導してほしい。</p>	<p>集団回収は、団体(自治会、マンションの管理組合等)が自主的に回収品目、回収業者、集積場を決定し、資源物を排出するものである。市は回収量に応じて団体と業者に補助金を交付している。 このように集団回収については地域の自主性を重んじている活動であり、個人や事業者に対して市が指導を行うことはしていない。 市では、ごみニュースや市報等を通して、全市民に向けてごみ分別の徹底・ごみ削減の啓発を随時行っている。</p>

当日文書で提出された意見(要約)

No.	ご意見	市の回答・対応方針
1	<p>①住民投票条例について、都や他の市長とのタイアップも検討して、議会を説得してほしい。 ②外国人を市のスタッフに登用することは可能か。</p>	<p>①武蔵野市住民投票条例案については、令和3年12月21日の本会議で否決され、廃案となった。市民への周知不足というご指摘を重く受け止め、まずは本市の市政運営のルールを明文化した武蔵野市自治基本条例の周知を改めて行うとともに、市議会や市民の皆様のご意見により一層耳を傾けながら、市民参加について今一度よく考えていきたい。 ②市職員の採用に当たって、常勤職員、非常勤職員ともに国籍条項を欠格条項とはしていないため可能である。</p>
2	<p>住民投票条例については説明不足だったので、慎重に実行してほしい。</p>	<p>住民投票条例案に関しては、コロナ禍においても、市報やホームページのほか、SNSなど様々な媒体を用いて周知を図り、意見交換会やパブリックコメントの募集、アンケートの実施など、可能な限り市民参加の機会を設けるよう努めたが、市民への周知不足というご指摘を受け、条例案が否決されたことを重く受け止めている。 まずは本市の市政運営のルールを明文化した武蔵野市自治基本条例の周知を改めて行うとともに、市議会や市民の皆様のご意見により一層耳を傾けながら、市民参加について今一度よく考えていきたい。</p>

3	<p>外国人の移住を認めたら、いろんな所から移住してきてしまう。良い人ばかりではない。</p>	<p>日本に在留する外国人は、入国の時に決定された在留資格と在留期間の範囲内であれば自由に活動することができる。どこに住むかについては日本人と同様に自由である。外国人が言語や文化の違いにより誤解されることがないように、多文化共生社会の実現を推進したい。</p>
4	<p>①全てのコミセンにエレベーターの設置や、バリアフリーの対応をしてほしい。 ②ふれあいトークを各コミセンで実施してほしい。</p>	<p>①コミセンのバリアフリーへの対応については、適宜改修を行っていきたい。エレベーターについて、設置のできていないコミセンは個別の事情があるため、課題の整理を含め具体的な検討を行うこととしている。 ② ふれあいトークはテーマに即した少人数型の対話を公開の場で行うほか、どなたでも参加できる多人数型の形式を織り交ぜながら実施している。少人数型では車座で実施しているが、多人数型においては、より多くのご意見を伺うため、現状の方式としている。</p>
5	<p>オンライン(Zoomなど)でもふれあいトークのようなことをやってほしい。</p>	<p>通信環境が整っていない方が参加できないなどの課題が想定されることから、今後、研究していく。</p>
6	<p>①トリアージを文書化して市民に知らせてほしい。(地震の時のみ) ②盲導のトレーニングを有償で行ってほしい ③市役所や体育館周辺の赤いコーンを、綺麗なものに替えてほしい。</p>	<p>①トリアージとは、大規模な災害や事故の発生時など多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定める手法である。災害規模などによりトリアージを実施することについては、平常時から「防災ハンドブック」などを通して、市民の皆様にお知らせしていく。 ②障害者福祉センターでは、視覚障害のある方へのリハビリテーションを行っている。詳細は直接障害者福祉センターにお問い合わせいただきたい。 視覚障害のある方への支援として、市主催でガイドヘルパー(同行援護従業者)の養成講座を実施している。市報等で年に一度募集しており、受講される方には実習に係る経費や交通費をご負担いただいている。 盲導犬は「身体障害者補助犬法」(平成14年10月施行)に基づいて認定された犬で、特別な訓練をうけている。盲導犬訓練士による訓練が必要なため、有償で市で実施することは困難と考える。 ③屋外に設置しているため汚れや劣化についてご理解いただきたい。予算の範囲内で劣化が激しいものを順次買い替えていく。</p>

7	<p>①エコリゾート、クリーンセンターの会議室の利用の範囲を広げてほしい。</p> <p>②コミセンの運営委員の高齢化は課題。ボランティア活動でコミセンを運営する難しさがある。責任を持って関わってくれる人をつくってほしい。地域をつくる自助共助公助をミーティングすることがよい。</p> <p>③基本計画等が意見によって変更される場合があると聞いたが、素案がよいと思っていた場合は問題だ。意見書の提出には資料を読んで考えをまとめる時間が必要。情報発信は早めにかつ、中間報告等何度もしてほしい。</p>	<p>①トリアージとは、大規模な災害や事故の発生時など多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定める手法である。災害規模などによりトリアージを実施することについては、平常時から「防災ハンドブック」などを通して、市民の皆様にお知らせしていく。</p> <p>②障害者福祉センターでは、視覚障害のある方へのリハビリテーションを行っている。詳細は直接障害者福祉センターにお問い合わせいただきたい。</p> <p>視覚障害のある方への支援として、市主催でガイドヘルパー(同行援護従業者)の養成講座を実施している。市報等で年に一度募集しており、受講される方には実習に係る経費や交通費をご負担いただいている。</p> <p>盲導犬は「身体障害者補助犬法」(平成14年10月施行)に基づいて認定された犬で、特別な訓練を受けている。盲導犬訓練士による訓練が必要なため、有償で市で実施することは困難と考える。</p> <p>③屋外に設置しているため汚れや劣化についてご理解いただきたい。予算の範囲内で劣化が激しいものを順次買い替えていく。</p>
8	<p>①グリーンリカバリーについて、啓発して正しい知識に導く必要がある。</p> <p>②ふれあいトークの会場レイアウトを車座にし、自由に発言できる方式にしてほしい。</p>	<p>①今後もご意見を踏まえ、環境問題に関する正しい知識の周知・啓発に努めていく。</p> <p>②ふれあいトークはテーマに即した少人数型の対話を公開の場で行うほか、どなたでも参加できる多人数型の形式を織り交ぜながら実施している。少人数型では車座で実施しているが、多人数型においては、より多くのご意見を伺うため、現状の方式としている。</p>
9	<p>1回目、2回目のコロナワクチン接種の予約をする際、電話は繋がらず、高齢でインターネットを使うことができないため、大変な思いをした。</p> <p>ある地域では、高齢者は日時が決められて通知がくるので助かるという話も耳にした。今後はそのようなシステムにしてほしい。</p>	<p>1・2回目の予約受付開始当初(5月6日)は電話が大変つながりにくい状況が生じてしまった。この点をふまえ、5月19日の予約開始時には市役所に20席の臨時コールセンターを設置して対応した。また6月以降はコールセンターの席数を10席から30席に増席し対応をした。令和4年1月19日から年度末まではさらに増席し、40席で対応している。</p> <p>国の接種方針が定まらない中で、接種するワクチン種類、接種会場・時間を市が指定することで予約変更などが頻発して混乱が生じる恐れがあると判断し、上述のとおりコールセンターの増席や、高齢者向けの予約サポートセンターを予約開始日やその翌日に複数個所に設置するなどの対応をとったうえで、従来どおりの予約方式とした。同様の要望はいただいているので、今後類似の事業を実施する際には改めて検討したい。</p>
10	<p>0123はらっぱと0123吉祥寺を中学生まで利用できるよう、児童館にしてほしい。</p>	<p>0123施設は、桜堤児童館とともに地域の子育て支援の中核として、妊娠期から地域で安心して子育てしていくためのサポートを行っている。</p> <p>小学生以上のお子さんの施設利用について現時点では予定していないが、子育て家庭への切れ目ない支援を充実させるため、まずは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和3年度中の実施を中止した「4・5歳児親子の支援」及び開館時間の延長を、令和4年度に試行したうえで、今後の支援のあり方を検証したい。</p>

<p>11</p> <p>①児童館をコミセンと同じ数または、地域の小学校と同じ数必要と感じる。</p> <p>②コミセンが市民が利用したい時に使うことのできる、開かれた施設にしてほしい。</p> <p>③クレスコーレを、小学生から自由に朝から通える場としても考えてほしい。</p> <p>④チャレンジルームでの給食の提供を始めてほしい。</p>	<p>①児童館については、市で実施する子どもの健全な遊びと安全な居場所施策・事業全体の中で考えることであるが、現在のところ、増やす考えはない。</p> <p>②コミセンがより一層市民に開かれた施設となるよう、コミュニティ研究連絡会と研究を重ねていきたい。</p> <p>③むさしのクレスコーレは現状で約20名の中学生が入室、スペースにも限りがあり、利用対象を小学生に拡大するのは難しい。当面はチャレンジルームを利用していただきたい。不登校児童生徒数の推移を見ながら、不登校の小学生の学びの場づくりを考えていきたい。</p> <p>④令和元年度に食育の行事の一つとして、試行的に一度給食を提供した。食数を事前に把握するのが困難であること、また、給食費の徴収、アレルギー対応等の課題があるが、今後新型コロナウイルスの感染状況を見ながらイベント的に行っていきたい。</p>
--	---

事前に文書で提出された意見(要約)

No.	ご意見	市の回答・対応方針
1	<p>住民投票条例案の提出と「ヘイトスピーチ」発言への説明がほしい。</p>	<p>・住民投票制度については、平成28年11月に設置された「自治基本条例(仮称)に関する懇談会」において、自治基本条例を検討する過程で議論がされてきた。</p> <p>・また、その懇談会での議論の経過を踏まえ、庁内での検討及び市議会との審議を経て、令和2年4月に施行された自治基本条例の第19条で住民投票の規定がされた。</p> <p>・投票資格者に外国籍住民を含めることについては、1期目の任期中である令和3年2月に条例骨子案、8月に条例素案として市の考え方を公表し、皆様のご意見を伺ってきた。</p> <p>・10月の市長選では、「常設型住民投票制度を確立する『住民投票条例』の制定」を目標として掲げている。</p> <p>・条例骨子案と条例素案の公表にあわせて、できる限りの情報発信と意見聴取を行ってきたと認識しているが、より多くの市民の皆様にも制度の内容や趣旨をご理解いただいたうえで議論が必要であるという議会の決定を重く受け止めている。</p> <p>・武蔵野市第六期長期計画において「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を掲げており、これまでも人権に配慮した市政を推進してきた。</p> <p>・これまで進めてきた人権擁護施策の観点からも、特定の国や地域を対象として排除するなど、差別を生じさせる恐れのある行為については、決してあってはならないものと考えている。</p>
2	<p>①自分が考える「寛容さ」のために他者へ不寛容になっていないか。</p> <p>②住民投票条例案のために市民が分断された。分断を避ける方法はなかったのか。</p>	<p>①全ての市民があらゆる場面でお互いを認め合い、理解し合うことにより寛容性が生まれ、人と人とのつながりが生まれると考えている。このつながりが信頼感を醸成し、地域での見守りや支え合いの基礎となる。</p> <p>一人ひとりの多様性を認め合う、誰も排除しない支え合いのまちづくりを推進していきたい。</p> <p>②市民は分断されたと考えてはいない。異なる意見が交わされたと思っている。</p> <p>・政策を進めていくにあたり、合意形成は重要であり、そのためにもできる限りの情報発信をして、より多くの市民に知っていただくことが重要と考えている。</p> <p>・そのうえで、賛成や反対、さまざまな意見を踏まえ、総合的に判断して政策を進めていくものと認識している。</p> <p>・住民投票条例については、令和3年2月に条例骨子案、8月に条例素案を公表し、市報やホームページ、SNSによる情報発信をしたうえで、さまざまなご意見をいただいたものと認識している。</p> <p>・また、骨子案をより多くの市民の方に知ってもらうとともに、より多くの意見を反映させて条例素案を作成するため、無作為抽出アンケートやコミュニティセンターでの制度周知や意見交換を行うなど、できる限りの情報発信と制度周知に努めてきた。</p> <p>・多様な意見に真摯に向き合い、対話と議論を重ねて、できるだけ多くの人に賛成していただけるよう合意形成を図る努力をしてきたと考えているが、この度の否決を受けて、より多くの市民の皆さまに制度の内容や趣旨をご理解いただいたうえで議論が必要であるという議会の決定を重く受け止めている。</p>



3-1	住民投票条例案は再提出されるのか。また、再提出する理由を知りたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年4月1日に施行された武蔵野市自治基本条例の第19条に住民投票制度が定められている。これは、住民投票条例が制定されなければ効力が発生しない「未施行」の状態となっている。</li> <li>・市民自治のさらなる推進を図るための新たな制度として、市政に関する重要事項について、住民が直接その意思を表明する住民投票制度を設けるため検討を進めてきたが、この度の否決を受けて、より多くの市民の皆様が制度の内容や趣旨をご理解いただいたうえで議論が必要であるという議会の決定を重く受け止め、今後の対応を考えていきたい。</li> </ul>
3-2	新型コロナウイルス感染症による税収面への影響を知りたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税収の増減は、納税義務者数の増減や税制改正等様々な要因が影響するため、新型コロナウイルス感染症による影響がどの程度あるのかを正確に算出することは困難である。</li> <li>・令和3年度の税収は、市民及び市内事業者の負担軽減を目的に、本市独自の施策として令和3年度のみ都市計画税の税率0.2%を0.1%に軽減したことによる約13億円の減見込み等により、令和2年度決算額と比較して約19億円減の見込である。</li> <li>・令和4年度の税収は、現時点で令和2年度決算額と同程度を見込んでいる。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に伴う国庫支出金、都支出金の増はあるものの、ご質問のとおり市民税などの税収の減少が懸念される。</li> <li>・引き続き感染拡大防止対策や経済対策等に取り組む中で、国・都支出金の確保に努め、基金や市債を適正に活用することで、財源を確保していく。</li> </ul>
3-3	市の脱炭素の取り組みについて知りたい。また、市民レベルで取り組めることを知りたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①一事業所としての市役所の取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内のルールづくり・職員の環境意識向上に関する啓発</li> <li>・温室効果ガスの排出量が少ないエネルギーの調達・効率的なエネルギー消費に資するシステム・機器等の導入 等</li> </ul> </li> <li>②市域全体へ働きかける取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・むさしのエコreゾートを拠点とした啓発活動</li> <li>・家庭に対する創エネ・省エネ機器等設置助成</li> <li>・事業者に対する環境配慮に資する機器等整備に係る利子の補助</li> <li>・エネルギー地産地消プロジェクトを自立・分散型エネルギーシステムのモデルケースとし、民間への適用を促進</li> <li>・プラスチック対策、緑の保全・創出等の推進 等</li> </ul> </li> <li>③市民一人ひとりの取組として <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ機器の導入(給湯器、照明等)</li> <li>・創エネ機器の導入(太陽光発電設備、エネファーム)</li> <li>・日々の省エネ行動</li> <li>・エアコンの温度を適切に設定(冷房は28℃、暖房は20℃が温室の目安)</li> <li>・使用時間削減・フィルター清掃</li> <li>・白熱電球をLED電気に交換</li> <li>・家族の場合、間隔を空けず入浴し、追い炊きを行わない 等</li> </ul> </li> </ul>

3-4 東京武蔵野ユナイテッドFCへのサポート体制について知りたい。	令和3年4月1日に、武蔵野市、武蔵野市教育委員会及び(公財)武蔵野生涯学習振興事業団は、東京武蔵野ユナイテッドFCの運営母体である(一社)横河武蔵野スポーツクラブと相互協力に関する協定を締結した。この協定は、各主体が持続的かつ発展的に協力関係を築き、市民がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、市民の健康増進及び子どもたちの健全育成並びにスポーツを通じた活気ある地域社会の構築等に寄与することを目的としている。今後も協定に基づき、チームの活動に対して協力をしていく。また、市の事業に対してもご協力をいただき、市民誰もがスポーツを楽しみ豊かな生活を送り続けられる社会を目指していく。
------------------------------------	---

4	住民投票条例に反対する。	<p>・住民投票制度については、平成28年11月に設置された「自治基本条例（仮称）に関する懇談会」において、自治基本条例を検討する過程で議論がされてきた。</p> <p>・また、その懇談会での議論の経過を踏まえ、庁内での検討及び市議会との審議を経て、令和2年4月に施行された自治基本条例の第19条で住民投票の規定がされた。</p> <p>・投票資格者に外国籍住民を含めることについては、1期目の任期中である令和3年2月に条例骨子案、8月に条例素案として市の考え方を公表し、皆様のご意見を伺ってきた。</p> <p>・10月の市長選では、「常設型住民投票制度を確立する『住民投票条例』の制定」を次の目標として掲げている。</p> <p>・条例骨子案と条例素案の公表にあわせて、できる限りの情報発信と意見聴取を行ってきたと認識しているが、より多くの市民の皆様には制度の内容や趣旨をご理解いただいたうえで議論が必要であるという議会の決定を重く受け止めている。</p>
5	大きな音を流して走行する車両を規制してほしい。	<p>【市が所管する東京都環境確保条例 第130条による規制に係る事務】</p> <p>・拡声器の使用は「公共のために使用する場合」を除き使用禁止</p> <p>・政治団体による政見放送、労働争議に伴う使用、集団示威活動に伴う使用等については、憲法に保障された表現の自由をはじめとする各種権利の保護との均衡を考慮して、事例ごとに慎重に判断することとされている</p> <p>→即時停止を命じることは困難である</p> <p>【東京都公安委員会が所管する拡声器による暴騒音の規制に関する条例による規制に係る事務】</p> <p>・音源から10m以上離れた地点で85dBを超える音量を「暴騒音」と定義し、生じさせてはならないとされている</p> <p>・市役所庁舎付近での平日の街宣活動については、武蔵野警察署と情報を共有しながら、可能な範囲で騒音測定等を実施している</p> <p>→市の権限で即時停止等を命じることは困難である。</p> <p>【廃品回収業者について（東京都環境確保条例第130条・同規則第65・66条）】</p> <p>・商業宣伝目的で、屋外で拡声器を使用すること自体は、制限事項・遵守事項を守っていれば規制対象ではない。</p> <p>・市民の方から苦情があった際は、可能な範囲で現場確認の上、制限事項・遵守事項に違反がある場合は行政指導をしている。</p> <p>【選挙について（公職選挙法）】</p> <p>・選挙運動のため午前8時から午後8時まで車から連呼することが認められている。</p> <p>・音量の規制は特にないが、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。</p>

6	新型コロナウイルス対策、少子高齢化対策、外国人選挙権、国や東京都との連携のうち、市長が一番苦労していることは何か。	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症が発生し2年が経過したが、未だ終息が見通せない状況が続いており、市では感染拡大防止および重症化予防のため新型コロナワクチンの3回目接種を順次進めている。様々な感染防止対策に継続して取り組んでいるが、コロナ禍において、正しい情報を的確に伝える事の大切さや重要性を痛感している。</li><li>・新型コロナ対策の一環として、東京都と連携し、要望活動も行っている。</li><li>・少子高齢化対策としては、子ども子育て応援のまちとして、未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに暮らせるよう、子どもと子育て家庭を支援する取り組みを行っている。また、高齢者支援のためまちぐるみの支え合いを実現するための取り組みを推進している。</li><li>・武蔵野市住民投票条例は、昨年の市議会第4回定例会で賛成少数反対多数で否決となった。議会の決定を重く受け止めている。</li><li>・どの課題に対しても真摯に向き合い取り組んでいるが、優先順位をつけるとしたら生命と健康を守る施策がまず第一と考えている。</li></ul>
---	---	--

7	<p>①民生委員について知りたい。 ②一人暮らしの高齢者に何かあった場合どこに連絡すれば良いか。</p>	<p>①民生委員法に基づき委嘱された民生委員は、同時に児童福祉法に基づく児童委員の職を兼ねていることから、その名称を「民生委員・児童委員」としている。 民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、地域の中から推薦のあった方を、市の民生委員推薦会で審議し、都知事の推薦を経て、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職地方公務員である。給料は支給されず、交通費等活動に必要な費用の実費が支給される。 民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たしている。 なお、民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されている。主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、それぞれの市町村にあって担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいる。 令和4年1月1日現在、武蔵野市には、98名の民生委員・児童委員(うち6名は主任児童委員)がいる。 お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員については、市報、市ホームページ等をご確認いただき、不明な場合は、地域支援課へお問い合わせいただきたい。 ②市内に6か所ある、地域の在宅介護・地域包括支援センターへご連絡いただきたい。どこに連絡すればわからない場合は市役所に連絡をいただければ、各在宅介護・地域包括支援センターが連携して対応する。</p>
8	<p>①歩きスマホの注意喚起または規制をしてほしい。 ②アストラゼネカ社製ワクチンの3回目接種について知りたい。</p>	<p>①武蔵野市交通安全計画では、交差点等においては、信号機に従うことや運転者に横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自ら安全を守る交通行動を促すための交通安全教育等を警察署を中心に推進することとしている。 同計画に沿って、引き続き歩行者の交通安全教育を行っていく。 ②3回目接種が可能なワクチンとして承認されているのは、1・2回目に接種したワクチンの種類にかかわらずファイザー社製と武田／モデルナ社製の2種類である。 今後3回目接種としてアストラゼネカ社製が接種可能となるかどうかの情報は無い。</p>

9	<p>①リサイクル促進のための取り組みはあるか。</p> <p>②クリーンむさしのを推進する会について知りたい。</p> <p>③市役所や体育館周辺に赤いコーンを置いているのは何故か。</p>	<p>①リサイクル促進のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙パック・小型家電の拠点回収 市役所・コミュニティセンター等に回収ボックスを設置し回収・資源化。</li> <li>・小型家電の宅配便回収 宅配便を活用して、自宅から小型家電の直接回収を行う事業者(リネットジャパンリサイクル(株))と連携協定を締結。宅配便回収料金は1箱1500円(税別)だが、送付する箱の中にパソコン本体が含まれる場合、その箱は無料。</li> <li>・啓発用冊子の作成 ごみの分別方法の案内・ごみ問題の現状と課題を盛り込んだ「ごみ便利帳 ecoブック」を作成し、転入者等に配布。 また、「ごみと資源の収集カレンダー」を年1回、情報紙「武蔵野ごみニュース」を年2回作成し全戸配布。 ・ごみ減量などのテーマを中心に環境を学ぶ「3R環境講座」を実施。</li> </ul> <p>②クリーンむさしのを推進する会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和52年に市民が中心となって「ごみ対策を推進する会」として発足。</li> <li>・昭和58年に「クリーンむさしのを推進する会」と改称し、市内に支部を組織し、市と協働して、ごみ問題について取り組んできた。</li> <li>・現在は市内に12の支部があり、生ごみリサイクル、容器リサイクル、お茶碗リユース、生ごみたい肥、集団回収等の活動を行っている。</li> <li>・ごみ減量・分別の徹底やごみ資源化を図るためには、市民・事業者・市が連携して進めていくことが必要。</li> <li>・とりわけ、ごみ問題は市民にとって最も身近と言える問題であり、市民一人ひとりの行動が良くも悪くも大きな変化をもたらす。</li> <li>・全市民に向けてより効果的にごみ減量の啓発等を実施していくため、市とクリーンむさしのを推進する会との協働が必要不可欠。</li> <li>・現在、市とクリーンむさしを推進する会協働事業として、さくらまつりや青空市での分別指導、3R連続環境講座、お茶碗リユース等がある。</li> </ul> <p>③道路上で車両事故や道路陥没等が発生した際、安全確保のために緊急的にカラーコーンを置く場合や、市役所の閉庁時間(休日夜間等)など、市役所敷地内で消防訓練等を実施する場合に危険防止のため赤いコーンを利用して警戒区域を設定することがある。体育館周辺については、自転車利用者に対する駐輪禁止や歩道から車道への飛び出し防止のための注意喚起、工事箇所など立ち入り・通行禁止エリアのお知らせのために設置している。</p>
---	--	--

10	<p>ライオン公園、緑町コミセン、クリーンセンター周辺に照明を設置してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライオン公園とは、緑町ふれあい広場と推察する。</li> <li>・現在、高さ約5mの公園灯が園路沿いに14基設置されている。</li> <li>・公園内の明るさは十分に確保されていると考えている。</li> <li>・「腰高の照明の設置」については、緑町ふれあい広場の全体的な改修時に緑町コミュニティーセンター、クリーンセンター等の周辺環境とのバランスを見ながら検討していく。</li> <li>・市が管理している道路上の照明設置に関しては、平成30年度から令和2年度までの3か年で、小型街路灯をLED化したことにより照度が向上した。引き続き、令和3年度から令和4年度までの2か年で大型水銀灯のLED化を実施していく。照明の設置については、現地の街路灯の配置や照度を確認して、照度が不足するなど必要な場合には設置している。</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票条例の提出について説明がほしい。</li> <li>・賛成派議員のチラシ配布、ブログでのヘイト発言についての考えが知りたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票制度については、平成28年11月に設置された「自治基本条例(仮称)に関する懇談会」において、自治基本条例を検討する過程で議論がされてきた。</li> <li>・また、その懇談会での議論の経過を踏まえ、庁内での検討及び市議会との審議を経て、令和2年4月に施行された自治基本条例の第19条で住民投票の規定がされた。</li> <li>・住民投票制度の検討については、自治基本条例審査特別委員会において概ね2年かけて検討する旨を答えているため、自治基本条例施行後に検討を進めてきたものである。</li> <li>・投票資格者に外国籍住民を含めることについては、1期目の任期中である令和3年2月に条例骨子案、8月に条例素案として市の考え方を公表し、皆様のご意見を伺ってきた。</li> <li>・10月の市長選では、「常設型住民投票制度を確立する『住民投票条例』の制定」を次の目標として掲げている。</li> <li>・条例骨子案と条例素案の公表にあわせて、できる限りの情報発信と意見聴取を行ってきたと認識しているが、より多くの市民の皆様に制度の内容や趣旨をご理解いただいたうえで議論が必要であるという議会の決定を重く受け止めている。</li> <li>・武蔵野市第六期長期計画において「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を掲げており、これまでも人権に配慮した市政を推進してきた。</li> <li>・これまで進めてきた人権擁護施策の観点からも、特定の国や地域を対象として排除するなど、差別を生じさせる恐れのある行為については、決してあってはならないものと考えている。</li> </ul>